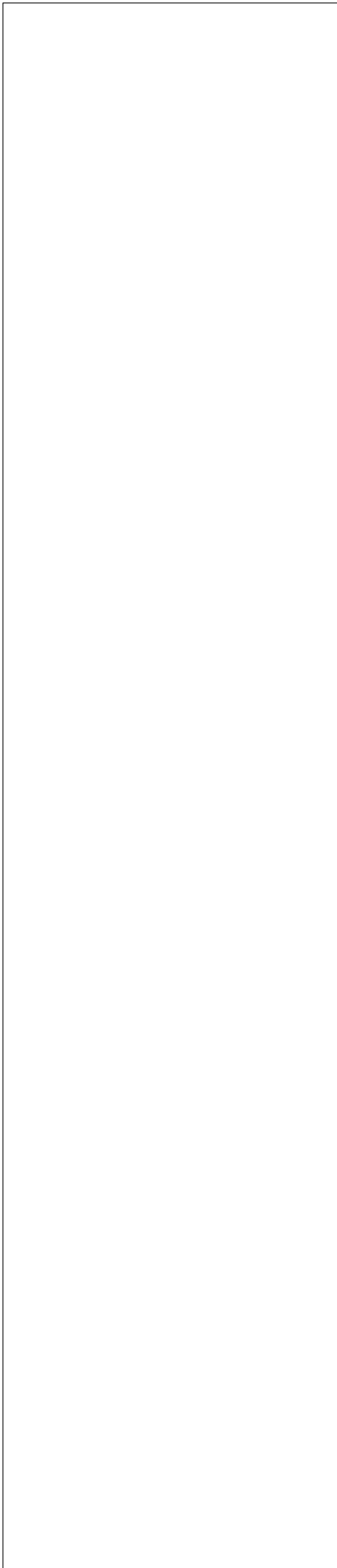


広告



と認定し税負担を軽減する制度があります。申告期限はいずれも1月31日(木)です。

耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日以降に30万円以上の耐震改修工事を行うなど、一定の要件を満たす場合には、翌年度以降の固定資産税が一定期間減額されます。

工事後完了後3カ月以内に申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

詳細 区役所(1階)の課税課 バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税を減額

平成19年4月1日～22年3月31日に、自己負担額が30万円以上で、一定の要件を満たすバリアフリー改修を行った場合、翌年度の固定資産税が

減額されます。対象は65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方が居住する住宅(賃貸や、そのほかの減額措置を受けているものを除く)です。

工事後完了後3カ月以内に申請が必要です。詳細はお問い合わせください。



工業統計調査にご協力を

調査結果は工業施策などの基礎資料として幅広く利用されます。12月中旬ころから調査員が調査票を配布し、後日回収のため再訪問します。調査内容は、統計以外の目的に使用されることはありません。12月31日現在で、製造業を

営むすべての事業所。【詳細】区役所(1階)の地域振興課

デジタル創造プラザ 入居者募集



クリエーティブ(デザイン、アート、映像、音楽など)を、デジタル技術と組み合わせることにより、新産業を生み出すことを目的として平成13年に設立されたデジタル創造プラザでは、平成20年度新規入居者を募集します。斬新なコンテンツビジネスへ挑戦する方、クリエーティ

ブなビジネスを考えている方の応募をお待ちしています。【対】9室(9企業・個人)程度。【申】12月3日(月)からデジタル創造プラザで配布する申込書を1月10日(木)(必着)までに持参。送付。選考あり。HP

参加は任意です。【日】12月10日(月)、20日(木)午後2時～3時、6時～7時。【申】E。上欄必要事項と企業・団体名を記入し、12月3日(月)からデジタル創造プラザ(E:info@icc-jp.com)へ。【詳細】デジタル創造プラザ(豊平区豊平1の12)☎(817)8911

新社会人のための ビジネス基礎セミナー

【内】社会人としてのビジネスマナーやビジネス文書の書き方などを学ぶ。【日】1月28日(月)～31日(木)午前10時～午後4時。

【所】ちえりあ(19階)。【対】簡単なパソコン入力ができる17歳～34歳の就職内定者30人。

【申】E、FAX。上欄必要事項を記入し、12月11日(火)からアデコ☎(221)0681、FAX(221)0682へ。(先着)【詳細】人材育成担当☎(211)2368

環境マネジメントシステム コンサルタントを派遣

企業の、環境に配慮した取り組みを支援するため、専門家を派遣してアドバイスをを行っています。環境活動に取り組みたいと考えている方など、気軽にご相談ください。【対】市内に事業所を持つ事業者。【申】市役所12階環境マネジメント担当で配布中の申込書を随時FAX。申込書はHPからも入手可。【詳細】環境マネジメント担当☎(211)2879、HP